

生活困窮者暮らしサポート調査検証事業 企画提案募集要領

1. 委託業務の名称

生活困窮者暮らしサポート調査検証事業 業務委託

2. 委託の期間

契約締結の日から令和 8 年 9 月 30 日まで

3. 事業の目的及び概要

本事業は、令和 7 年度 11 月補正予算として別に実施した、「生活困窮者暮らしサポート事業」の事業終了後に調査・検証を行うことで、生活困窮者の生活状況や支援ニーズ等を把握し、生活困窮者自立支援制度の効果的な周知方法、自立支援に着実につなげるための今後の有効な施策展開を図ることを目的とする。

4. 委託費の上限額

委託料の上限は、7,724,000 円(消費税及び地方消費税含む)とする。

5. 委託業務の内容

別添 仕様書のとおり

6. 参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- 1)「地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)」第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- 2)宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- 3)「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和 47 年 7 月 20 日告示 69 号)」第 7 条第 2 項に基づく指名停止期間中の者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- 4)所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- 5)「会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)」に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- 6)自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

こと。

ア 暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1人以上がこの要件を満たすこと。

8) 業務進捗状況や打ち合わせ等を県担当課と円滑に実施できる体制を有すること。

9) コンソーシアムの場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員が他コンソーシアムの構成員として重複参加していないこと。

イ コンソーシアムの構成員が単体法人として重複参加していないこと。

7. スケジュール及び応募方法等(※すべて予定であり変更する可能性がある)

1) 主なスケジュール

令和8年4月20日(月): 企画提案公募及び質問受付開始

令和8年4月30日(木): 質問事項受付〆切

令和8年5月15日(金): 企画提案書 提出〆切

令和8年5月21日(木): 審査(プレゼンテーション)

令和8年5月25日(月): 審査結果通知

2) 質問事項の受付等

ア 受付期限: 令和8年4月30日(木) 17:00 必着

イ 提出様式: 「質問書」(様式3)

ウ 提出方法: 電子メールにより提出すること

(提出先) 沖縄県生活福祉部 保護・援護課 保護・自立支援班 仲村

E-mail: aa031704@pref.okinawa.lg.jp

エ 回答方法: 令和8年5月8日(金)までに、沖縄県 HP に掲載。

3) 質問事項の受付等

ア 受付期限: 令和8年4月30日(木) 17:00 必着

4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限:令和8年5月15日(金)17:00 必着

イ 提出書類:以下の書類8部(正本1部、副本7部)を提出すること。

※書類はすべて片面印刷とし、一式をまとめてフラットファイルに綴って提出すること。

※副本については、コピー可とする。

①企画提案申請書(様式1)

②企画提案書(任意様式)

※A4版で表紙、目次を除き25頁以内とする。作成に当たっては仕様書を必ず参照すること。

③実施体制図(任意様式)

④経費見積書(任意様式)

⑤定款又は寄付行為

⑥直近2期分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)又はこれに類する書類

⑦誓約書(様式2)

※共同企業体として実施する場合は、(5)~(7)までの書類を全構成員分、提出すること。

また、上記に加えて、共同企業体契約書又は協定書を提出すること。

ウ 提出方法:書留郵便又は持参により提出すること。

※持参する場合は、必ず事前に保護・援護課の担当者宛てに電話にて持参日時等を連絡すること。

5)審査(プレゼンテーション審査)

令和8年5月21日(木)午後 ※審査結果通知:令和8年5月25日(月)以降

沖縄県が設置する選定委員会において、提案内容等について、審査基準に沿って審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

6)審査基準

ア 事業の趣旨・目的に沿った提案であるか。

イ 提案内容について、実施体制、実施方法、その他必要な項目に係る提案が具体的か。

ウ 当該委託業務を遂行できる能力・体制等を有しているか。

エ 当該委託業務の遂行に資する実績があるか。

オ 合理的なスケジュールが提案されているか。

カ 予算の範囲内で適切に経費が見積もられているか。

※書類はすべて片面印刷とし、一式をまとめてフラットファイルに綴って提出すること。

7)契約について

ア 県は審査の結果、最高順位の者を委託候補者として契約締結に向けた協議を行う。ただし、当該協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて同様に協議を行うものとする。

イ 事業実施にあたっては、県と企画提案書の内容について協議・調整することとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

8. その他

- 1) 本業務の手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 2) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて応募者が負うものとする。
- 3) 企画提案書等は、応募者1者につき1提案のみ受付けるものとし、提出後の書き換え、差替え及び撤回は認めない。
- 4) 提出期限を過ぎた場合、虚偽の記載があった場合又は予算額を超えた企画提案書等は無効とする。
- 5) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は無効とする。
- 6) 当該提案に関する経費(参加申込書及び企画提案書等の作成や提出、プレゼンテーションへの出席に要する経費等)は応募者の負担とする。
- 7) 提出された書類(企画提案書等)は返却しない。なお、提出された書類は本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- 8) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- 9) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- 10) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号(※)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則

(契約保証金)

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行し

ないこととなるおそれがないとき。

- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の第2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9. 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県生活福祉部保護・援護課 保護・自立支援班

tel:098-866-2428 fax:098-866-2758

(担当:仲村 美幸) Email:aa31704@pref.okinawa.lg.jp